

別表第3（第4条第1項） 道路に関する一般都市施設整備基準

（平25規則81・一部改正 令元規則19・一部改正）

整備項目	一般都市施設整備基準
1 歩道	<p>歩道は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩行者の通行動線上には、段を設けないこと。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 排水溝には、車椅子のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>(5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とすること。</p>
2 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 車椅子使用者に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。</p>
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない（エに掲げる場所にあつては、連続して敷設しなければならない。）。</p> <p>ア 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分</p> <p>イ 立体横断施設の昇降口に近接した路面</p>

	<p>ウ 指定施設（立体横断施設を除く。）の出入口等に面する歩道</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る道路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>オ その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(3) 信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、音響式信号機を設けるよう努めなければならない。</p>
4 ベンチ等	<p>必要に応じ、高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるようなベンチ等を設けなければならない。</p>